2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一〇条及び第四二条の四関係）

(1)　一般の試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次のとおりとする。

イ　特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（一〇〇分の一〇を上限とする。）とする。

(イ)　(ロ)に掲げる場合以外の場合　一〇〇分の一一・五から、一〇〇分の一二から増減試験研究費割合を減算した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を減算した割合（一〇〇分の一を下限とする。）

(ロ)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　一〇〇分の八・五

ロ　令和八年三月三一日までに開始する各事業年度については、イにかかわらず、特別税額控除割合を次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合とした上、その特別税額控除割合（ニの措置の適用がある場合にはその適用後）の上限を一〇〇分の一四とする。

(イ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の一二を超える場合　一〇〇分の一一・五に、その増減試験研究費割合から一〇〇分の一二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ロ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の一二以下である場合　一〇〇分の一一・五から、一〇〇分の一二からその増減試験研究費割合を減算した割合に〇・二五を乗じて計算した割合を減算した割合（一〇〇分の一を下限とする。）

(ハ)　当該事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が零である場合　一〇〇分の八・五

ハ　令和五年四月一日から令和八年三月三一日までの間に開始する各事業年度のうち次に掲げる事業年度（設立事業年度及び比較試験研究費の額が零である事業年度を除く。）については、控除上限額に、当期の税額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（(イ)に掲げる事業年度及び試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える事業年度のいずれにも該当する事業年度にあっては、(イ)に定める割合とニの控除上限額を加算する措置により計算した割合とのうちいずれか高い割合）を乗じて計算した金額を加算する。

(イ)　増減試験研究費割合が一〇〇分の四を超える事業年度　その増減試験研究費割合から一〇〇分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（一〇〇分の五を上限とする。）

(ロ)　増減試験研究費割合が零に満たない場合のその満たない部分の割合が一〇〇分の四を超える事業年度（試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える事業年度を除く。）　零から、その満たない部分の割合から一〇〇分の四を控除した割合に〇・六二五を乗じて計算した割合（一〇〇分の五を上限とする。）を減算した割合

ニ　試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

ホ　基準年度比売上金額減少割合が一〇〇分の二以上等の場合における控除上限額を加算する措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(2)　中小企業技術基盤強化税制について、次のとおりとする。

イ　増減試験研究費割合が一〇〇分の九・四を超える場合の措置を増減試験研究費割合が一〇〇分の一二を超える場合に次のとおりとする措置に見直した上、その適用期限を三年延長する。

(イ)　特別税額控除割合に、その増減試験研究費割合から一〇〇分の一二を控除した割合に〇・三七五を乗じて計算した割合を加算する。

(ロ)　控除上限額に当期の税額の一〇〇分の一〇相当額を加算する。

ロ　試験研究費割合が一〇〇分の一〇を超える場合における特別税額控除割合を割り増す措置及び控除上限額を加算する措置の適用期限を三年延長する。

ハ　基準年度比売上金額減少割合が一〇〇分の二以上等の場合における控除上限額を加算する措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(3)　特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、対象となる特別試験研究費の額に高度専門知識等を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究に係る一定の試験研究費の額を加える。

㈡　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の三及び第四二条の六関係）

(1)　対象となる機械装置からその管理のおおむね全部を他の者に委託する一定のものを除外する。

(2)　対象となる船舶のうち輸送の効率化等に資する一定のものについて、環境への負荷の状況が明らかにされた一定の船舶に限定する。

㈢　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度における情報技術事業適応設備及び事業適応繰延資産に係る措置について、令和五年四月一日前に認定の申請がされた認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応の用に供する情報技術事業適応設備で同日以後に取得等をされたもの及びその情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用で同日以後に支出されたものに係る繰延資産を対象から除外した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の六及び第四二条の一二の七関係）

㈣　特定船舶の特別償却制度について、対象となる外航船舶のうち海上運送法に規定する認定外航船舶確保等計画に記載された同法に規定する特定外航船舶の償却割合を次のとおり引き上げた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一一条及び第四三条関係）

(1)　その認定外航船舶確保等計画に従って取得等をされた本邦対外船舶運航事業用船舶に該当する外航船舶

イ　特定先進船舶　一〇〇分の三〇（日本船舶については、一〇〇分の三二）（改正前一〇〇分の一八（日本船舶については、一〇〇分の二〇））

ロ　イ以外の船舶　一〇〇分の二七（日本船舶については、一〇〇分の二九（改正前一〇〇分の一五（日本船舶については、一〇〇分の一七））

(2)　その認定外航船舶確保等計画に従って取得等をされた特定外航船舶に該当する外航船舶（(1)の船舶を除く。）

イ　特定先進船舶　一〇〇分の二八（日本船舶については、一〇〇分の三〇）（改正前一〇〇分の一八（日本船舶については、一〇〇分の二〇））

ロ　イ以外の船舶　一〇〇分の二五（日本船舶については、一〇〇分の二七）（改正前一〇〇分の一五（日本船舶については、一〇〇分の一七））

㈤　特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、令和七年四月一日以後に取得等をした特定事業継続力強化設備等の償却割合を一〇〇分の一六（改正前一〇〇分の二〇（令和五年四月一日以後に取得等をしたものについては、一〇〇分の一八））に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一一条の三及び第四四条の二関係）

㈥　特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第一二条及び第四五条関係）

(1)　半島振興対策実施地域に係る措置について、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区を除外した上、その適用期限を二年延長する。

(2)　離島振興対策実施地域に係る措置について、離島振興対策実施地域のうち産業の振興のための取組が積極的に促進される地区（過疎地域に係る措置の対象地区を除く。）に係る措置とした上、その適用期限を二年延長する。

(3)　奄美群島に係る措置について、対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区を除外した上、その適用期限を一年延長する。